

平成27年度別府市社会福祉協議会事業計画

社会福祉
法人 別府市社会福祉協議会

平成27年度事業計画

I 基本方針

少子高齢・人口減少がより一層進み、社会保障や社会福祉を取り巻く状況が大きく変わろうとする中、別府市社会福祉協議会は、地域における社会福祉法人としての存在意義を明らかにしながら、法人経営をめぐる諸課題への対応を強化するとともに、新たな生活課題や福祉課題への取り組みが求められています。

このような中、平成27年度は、「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い、「生活困窮者自立相談支援事業」を別府市から受託し、社会的な孤立・孤独から起因する新たな福祉課題、経済的な理由による生活困窮者の相談を受け、就労自立や社会的自立に向け、地域に埋もれている生活困窮者のニーズを訪問、発掘するなど、きめ細やかな相談支援のネットワークづくりに努め、包括的・継続的な支援を行います。

介護サービス事業においては、独立採算の経営理念のもと効率的かつ効果的で適切な事業運営に努め、利用者本位で信頼される質の高い福祉サービスを実施します。また、社協らしさのある制度外サービスの充実や障害福祉サービスが適切に利用できるよう支援を図ってまいります。

また、平成27年1月から介護支援ボランティア事業を受託し、平成27年度からの制度導入実施に向けて必要な準備を進めてまいりましたが、いよいよ本格稼働となりますので、市民の皆さまへ制度の周知などにより積極的にボランティア登録等の事業を推進してまいります。

さらに、福祉・介護サービスを担う人材確保とその育成・研修は、継続的な課題であり、より効率的で効果的な人材確保に向けた養成研修や活動内容の充実に取り組むとともに平成27年度も17地区社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員、各福祉関係団体などと連携して、積極的に地域福祉活動の推進に取り組んでまいります。

《 重点目標 》

- 1 地域に理解され、信頼される社協づくりの推進
- 2 生活困窮者自立相談支援事業の実施
- 3 介護支援ボランティア事業に基づくボランティア登録等の実施
- 4 介護サービス・障害福祉サービスの充実

II 各事業の個別目標

主旨

社会福祉協議会は、地域福祉の推進に必要な事業を行うため、次のような部門を持ち事業体制を確立する。

管理部門

管理係

効率的な法人運営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整を行い、社会福祉協議会全体の適切な管理（マネジメント）業務を行う。

- 1) 平成27年度から社会福祉法人の新会計基準へ移行され、法人の運営を適切並びに円滑に行うよう努める。
- 2) 平成26年度に開設したホームページを充実させ、市民の方にわかりやすく、利用しやすいように社協だよりと併せて広報に努める。
- 3) 積極的に研修会に参加し、職員の人材育成及び資質向上に努める。
- 4) 別府市社会福社会館及び別府市北部コミュニティーセンターの施設の運営管理。

福祉推進部門

福祉推進係

住民参加や協働による福祉活動の支援、福祉のまちづくりや福祉コミュニティーづくりなどを展開し、地域福祉の推進に努める。

<日常生活自立支援事業（大分県社協受託事業）>

別府市あんしんサポートセンターは、認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等判断能力の不十分な方が地域で安心した日常生活を送るため、支援に向けた相談・情報提供・連絡調整・見守り・金銭管理等の福祉サービス利用援助契約を本人と行い、生活支援員を派遣するとともに、地域や関係機関と協働して契約者の自立生活を支援する。

<高齢者福祉事業（別府市受託事業）>

高齢化率が30%を超える超高齢者社会の中、介護予防や認知症、孤独感の解消といった高齢者社会の抱える様々な問題に対し、笑いが高齢者の健康維持・増進につながるということが医学的に実証されていることから、高齢者を対象として「笑いセラピー」というテーマで笑いの治癒力による高齢者の健康講座を開催する。

<生活困窮者自立相談支援事業（別府市受託事業）>

生活困窮者が経済的困窮状態や社会的孤立から脱却することを支援するため、生活困窮者の把握、相談窓口の設置、自立支援計画の策定など、生活困窮者の自立支援に必要な取り組みを行う。

<居宅介護支援事業>

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。

指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者の不当に偏することのないように、また保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正、中立に対応し正しい調査を査を行う。質の高いケアマネジメントを行うよう職員間の情報交換・課題の共有・相談がよりスムーズに図れるよう活性化に努める。

<訪問支援事業>

介護保険法に基づく指定事業・総合支援法に基づく事業及び在宅サービスの提供に努める。

要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の認定を受けた方が、在宅で自立した日常生活を営むことができるようにホームヘルパーが訪問し、家事援助や身体介護の支援を行う。

要介護状態にある高齢者等から介護サービス計画の作成依頼を受け、保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう連絡調整を行う。事業の実施にあたっては、利用者が可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、公平中立な立場で利用者へ支援を行う。

本会が実施する訪問介護、居宅介護等の事業において、市民が快適な在宅生活を送るために、介護保険法及び総合支援法の適用外のきめ細かなサービスを利用者からの要望により有償で行う。

<共同募金事業>

大分県共同募金会別府市共同募金委員会事務局として、赤い羽根共同募金運動及び歳末たすけあい募金運動の活動を行う。

- 1) 赤い羽根共同募金（運動期間10月1日～12月31日）
戸別世帯・職場・学校・法人等に働きかけ、広く募金運動を周知し、地域福祉推進への関心を高め、地区社協助成金事業 友愛訪問事業・在宅高齢者・障がい者助成事業等に活用する。
- 2) 歳末たすけあい募金（運動期間12月1日～12月31日）
共同募金運動の一環として募金活動を行い、集められた浄財は、施設、団体への助成及び在宅高齢者・特別児童に寒中お見舞い事業として配分する。

<貸付事業>

【生活福祉資金】大分県社協受託事業

低所得世帯及び障がい者世帯に対し、総合支援資金・福祉資金・教育支援資金及び不動産担保型生活資金を無利子又は低利で貸し付け、民生委員・児童委員の指導協力を得て、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図り、安定した生活が営めるよう援助する。

【臨時特例つなぎ資金】大分県社協受託事業

離職者を支援するための公的給付制度又は、公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸し付ける事により、その自立を支援する。

【福祉資金】

緊急的な資金を必要とする低所得者に対し、5万円を上限に貸付を行う。

<相談事業>

弁護士及び元簡易裁判所判事による専門的相談や民生委員・児童委員による相談等、市民の生活上の悩みごとや心配ごとを持った方々の相談に応じ、個々の相談案件について適切な助言や指導にあたる。

<ボランティアセンター運営事業>

ボランティアセンターとしての機能の充実強化を図るため、ボランティアの拡大と活性化を図る。ボランティア活動に関する相談を受け、活動紹介・情報提供及び活動支援を行う。

また、九州北部豪雨災害を教訓とし、災害発生時に迅速に機能する災害ボランティアセンターの設置及び運営できる体制づくりと地域づくりに取り組む。

<介護支援ボランティア事業（別府市受託事業）>

65歳以上の高齢者の方が、介護保険施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントが付与される仕組みで、社会参加を通じた介護予防の推進と協働による地域コミュニティの活性化を図り、生きがい健康づくりに役立てていただくとともに、地域やボランティア活動への参画を奨励する。

<その他事業>

寄附者の意向を確認し、一般寄附・香典返しについては本会活動に有効活用するとともに、市民の善意で送られた車いすについても無料貸出を通じて、引き続き有効に活用する。

また、社協活動をより活発にするため、広報媒体（社協だより・ホームページ）を通じて、賛助会員の加入増強促進に努める。